

北海道交通安全対策会議幹事会 議事録

【開催日時】 令和5年7月19日（水）10:00～

【開催場所】 オンライン

【出席者】 幹事27名（代理出席含む）、随員1名、事務局3名、別紙出席者名簿のとおり。

【概要】

1 あいさつ

北海道環境生活部 佐藤くらし安全局長

- ・ 昨年の交通事故の発生状況については、交通事故死者数が115人と、記録の残る昭和22年以降最小となり、第11次北海道交通安全計画で掲げた年間の死者数を134人以下とする数値目標を2年連続で下回ったところ。
- ・ しかし、本年6月には八雲町で5人、室蘭市で1人が亡くなられた交通死亡事故を受けて、令和2年12月以来となる全道交通死亡事故多発警報を発出するなど、憂慮される事態となっている。
- ・ 道としては、「子供と高齢者の安全確保」、「飲酒運転の根絶」や「スピードダウン」などを年間の交通安全運動の重点として掲げ、引き続き現在実施している「夏の交通安全運動」においても、関係機関・団体の皆様と連携し、全道各地域で様々な啓発を展開してまいるので皆様方におかれてもご協力をお願いしたい。
- ・ 本日の議題である交通安全実施計画については、交通安全対策基本法に基づき、毎年度作成するもので、令和3年度に策定した第11次北海道交通安全計画の下で、各関係機関が本年度実施すべき施策について担当幹事の皆様にご協力をいただき、取りまとめ作業を進めてきたところ。
- ・ 今年度の実施計画（原案）については、最近の交通安全対策の課題等に対応した内容をいくつか盛り込んだものとなっており、協議のほどをお願いしたい。
- ・ 交通事故のない安全で安心な社会を実現するためには、関係機関の緊密な連携と効果的な役割分担により総合的・長期的な視点で、施策を推進していくことが重要と考えるので、今後とも皆様のご協力をお願いする。

2 議事

進行：北海道環境生活部道民生活課 箱崎交通安全担当課長

(1) 協議事項

① 令和5年度北海道交通安全実施計画（原案）について

ア 事務局説明

事務局（道民生活課 西野係長）から、資料3でまとめた令和4年度実施計画からの主な変更箇所から抜粋して、資料2により説明。

ページ数は、資料2 新旧対照表のページ

OP13 安全で快適な自転車利用環境の創出（札幌市）

矢羽根型路面表示等の整備について、令和4年度までは都心部を対象に進めていた整備を、令和5年度から都心部以外の駅周辺についても整備を行うことにあわせて修正。

OP33 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底（運輸局）

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施

マニュアル」の一部改正を反映して、貸切バス事業者による乗客のシートベルト着用の目視確認を追加。

○P24 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立（道（道民生活課））

飲食店等との連携として、令和5年度から全道に取組を拡大する「飲酒運転根絶宣言飲食店等の登録制度」を記載。

○P37 自転車の安全利用の推進（道（道民生活課））

P38 自転車の安全利用の推進（道教育庁（生徒指導・学校安全課））

P39 自転車の安全利用の推進（道警）

本年4月1日の改正道路交通法の施行により、自転車乗車用ヘルメットの着用が、すべての自転車利用者に対して努力義務化されたことについて反映。

○P37 その他の普及啓発活動の推進（道（道民生活課））

P40 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と安全教育の推進（道警）

本年7月1日に施行された改正道路交通法を反映して、特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知について項目を追加。

○P45 運転者に対する再教育等の充実（道警）

本年4月から新たに導入された取消処分者講習の運用を反映して修正。

○P55 交通事故抑止に資する交通指導取締り（道警）

自転車利用者に対する積極的な指導警告を行うことなどの文章を追加。

○P77 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進（運輸局）

同上

（JR北海道）

「開かずの踏切」に関する整備が終了したことに伴う関連箇所の修正。

イ 出席者からの発言

(7) 道警本部

道警本部 屋代交通企画課長から改正道路交通法について情報提供。

- ・本年4月1日から道路交通法で全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務となった。
- ・特定小型原動機付き自転車、いわゆる電動キックボードに係る交通方法等に関する規定が整備され、本年7月1日から施行となっている。これまでの原動機付き自転車は「特定小型原動機付き自転車」とそれ以外の「一般原動機付き自転車」に区分が分かれる。電動キックボードの大きな特徴は「自賠責保険の義務づけ」「ナンバープレートの取り付け」「運転免許不要」「16歳以上」「ヘルメット着用の努力義務」。今後、広報啓発など情報発信活動を推進するとともに、指導取締も実施していくこととしている。

ウ 「実施計画（原案）」について

本幹事会として、原案を「実施計画（案）」とすることについて異議なし。

3 その他

(1) 交通事故の発生概況について

道警本部 屋代交通企画課長から、参考資料「交通事故の発生概況（6月末概数）」により説明。

- ・令和5年6月末現在の人身事故は、死者数は前年同時期同数だが、件数及び負傷者数は増加。
- ・第1当事者の年齢別では高齢運転者が起こした事故の死者が3割以上、死者の年齢別では高齢者の死者が全体の4割以上を占め、高齢者が関係する事故が依然として多い状況。

- ・ 1件の事故で複数の死者が発生する事故が、昨年1件のところ八雲町の事故を含めて4件発生。
- ・ 7月に入りすでに8人の死者が発生しており、本年の死者数を昨年より減少させるために、引き続き取組を強化していくことが求められている。

(2) 交通事故多発警報の取組と夏の交通安全運動について

事務局(道民生活課 中田課長補佐)から、参考資料「夏の交通安全運動」により説明。

- ・ 6月19日に発表した交通死亡事故多発警報期間中には、各地で街頭啓発や道路管理者において道路情報板による注意喚起などをいただいたほか、警報期間終了後も、夏の交通安全運動が始まる7月13日まで、切れ目なく、関係機関の皆さまには交通事故抑止の取組にご協力をいただき改めて感謝。
- ・ 夏の交通安全運動は22日で終了するが、これからの時期は子どもや高齢者が被害者となるような事故、脇見、居眠り、スピードの出し過ぎなどによる事故や飲酒運転による事故が心配されるため、引き続き啓発活動に協力をいただくとともに、飲酒運転を発見したら110番通報をお願いします。
- ・ また、本年4月1日からすべての自転車利用者に対するヘルメット着用が道路交通法においても努力義務となっている。北海道の自転車乗車用ヘルメットの着用率は全国と比較して低い状況にあることから、関係機関におかれては、所属職員等に対してヘルメットの着用を徹底していただくようご協力をお願いします。

○ その他について、出席者からの意見、質問等なし